

大阪府立住吉高等学校同窓会会則細則

役員を選出細則

- 第1条 会則第7章に基づいて役員を選出のための臨時委員会を設置し、これを指名委員会と称す。
- 第2条 指名委員会は3名の委員で構成する。
- イ 幹事総会で選出された 1名
- ロ 校内幹事から互選で 1名
- ハ 常任幹事から互選で 1名
- 第3条 指名委員は自らを役員には指名することはできない。
- 第4条 指名委員会は候補者を指名し、常任幹事会に報告する。
- 第5条 常任幹事会は役員の前案を審議し、改選期の幹事総会で指名委員会にこれを報告させる。
- 第6条 指名委員会は改選期の幹事総会において選出の議事を運営し、幹事総会終了を以て解散する。

顧問・相談役細則

- 第1条 同窓会会長は退任後顧問になる。
- 第2条 顧問は常任幹事会に任意に出席することができる。ただし、常任幹事会の議決には参加しない。
- 第3条 顧問は会務に対し、大局的な判断によるアドバイスをすることができる。
- 第4条 常任幹事会の議により顧問を選出することができる。この場合の任期は現役員と同じとするが重任を妨げない。
- 第5条 顧問は顧問会を設置する。
- 第6条 顧問会には代表顧問を置く。
- 第7条 相談役は顧問会に出席することができる。

幹事を選出ガイドライン

- 第1条 各期1～4人（同窓生100～150人に一人を目安）、および登録団体などから各期の均衡を保つように、互選又は委嘱して選出が望ましい。
- 総数としては有効会員数の1%程度とする。
- 改選の場合、原則として1名は重任がのぞましい。

会議の招集・成立・決議細則

- 第1条 幹事総会
- ・幹事総会の招集は会長が行う。また、幹事総数の3分の1の提起があれば、会長は招集をしなければならない。

- ・幹事総会の成立は、幹事総数の過半数以上の出席(委任状含む)があること
- ・決議は出席者の過半数の同意で決する。(委任状を含む)

第2条 常任幹事会、委員会

- ・常任幹事会の招集は、会長が行う。また、常任幹事総数の3分の1の提起があれば、会長は招集をしなければならない。
- ・委員会の招集は委員長が行う。また、当該委員総数の3分の1の提起があれば、委員長は招集をしなければならない。
- ・会議の成立は、当該委員総数の過半数以上の出席(委任状含む)があること
- ・決議は出席者の過半数の同意で決する。(委任状を含む)

会費細則

平成23年5月14日より以下の通り運営する

- 第1条 個人年会費 年 3,000円とする。
 期年会費 年50,000円(但し、卒業後10年までは、20,000円)とし、卒業後51年目からは免除とする。

入会細則

第1条 入会手続き

本人が入会申請書を会長に提出する。申請書には以下の項目を記載すること

- ② 入会事由
- ③ 推薦人 1名(同窓会員)

第2条 入会金

入会を認められたときは、通常卒業までに納入する金額 9,000円を同窓会入会金として事務局に納入する。

同窓会基金運用細則

第1条 本細則は住吉高等学校同窓会基金(以下基金と称す)の運用方法について定めたものである。

第2条 基金を運用してその利息を次の諸事業に充てるものとする。

- 1. 奨学金の贈呈
- 2. 同窓会の運営補助
- 3. 母校の後援及び校史資料の充実
- 4. その他

第3条 基金の運用については常任幹事会で決定する。

第4条 本会計年度は毎年4月に始まり翌年3月に終わる。

第5条 会計年度終了と共に監事の監査を受けなければならない。

大阪府立住吉高等学校同窓会奨学金支給細則

(趣旨)

第1条 大阪府立住吉高等学校同窓会（以下「同窓会」という。）は、向学心に富み真摯な本校生徒で、経済的理由により修学困難な者に対し、その成業を援助するために同窓会奨学金を支給する。

(奨学金の支給)

第2条 この細則に基づき支給する学資を奨学金といい、支給される者を奨学生という。奨学金の額は当分の間月額4,000円とする。

(奨学金委員会の設置)

第3条 第1条の趣旨を実施するために、奨学金委員会（以下「委員会」という）を置く。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、教頭、生活指導部長、渉外部長、学年主任、同窓会係1名の委員をもって組織する。

(委員会の業務)

第5条 委員会は次の各号に掲げる業務を行う。

1. 奨学生の募集に関すること
2. 奨学生の資格を審査すること
3. 奨学生の採用に関し校長に意見を具申すること
4. 奨学金の辞退、休止、復活、停止、および廃止に関して学校長に意見を具申すること
5. 前各号の業務を行うための事務手続き及び関係書類の様式を定めること

(奨学生の採用)

第6条 委員会は奨学生を志望する者があるとき、組担任を通じて提出される同窓会奨学金支給願書に基づき審査し、その意見を学校長へ具申する。委員長は委員会の意見を参考にして採用の適否を決定し、その結果を同窓会長に通知する。

(辞退)

第7条 奨学生が奨学金を辞退するときは奨学金辞退届を提出しなければならない。ただし、後日再び奨学生に採用されたい旨願い出る事を妨げない。

(誓約)

第8条 奨学生に採用された者は、この奨学金が同窓会員の善意によるものであることを理解し、この細則の趣旨を体して勉学に精励することを誓約しなければならない。

(休止)

第9条 奨学生が休学および長期欠席のときは、その期間奨学金の支給を休止する。

(復活)

第10条 休止中の奨学生が復学し、奨学金復活願を提出したときは、復学した月から奨

学金を支給する。

(停止)

第11条 奨学生が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、奨学金の支給を一時停止する。

イ. 学習成績、修学態度などの状況により指導上必要と認めたとき。

ロ. 学校内外の規律を乱す行為、放恣、怠惰その他の状況が奨学生として適当でないと認めたとき。

ハ. 停学またはこれに準ずる懲戒処分を受けたとき。

2. 前項の事由が消滅し、成業の見込みがあり、奨学生として復活することが適当であると認めたときは、その認めた日の属する月の翌月から支給を復活する。

(廃止)

第12条 奨学生が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、奨学金の支給を廃止する。

イ. 前条第一項各号のいずれかに該当する者のうち、特に奨学生として不適當であると学校長が認めたとき。

ロ. 奨学金を必要としなくなったとき。

ハ. 採用願書に記入すべき事項を故意に記入せず、また虚偽の記入をしたことにより奨学生になったことが判明したとき。

2. 前項の事由により廃止として処理された者は、再びこの奨学生となることはできない。

(奨学金の交付事務)

第13条 奨学金交付に関する事務は事務長が掌る。

(準用規程)

第14条 第6条の規程は第9条、第10条、第11条および第12条の処理手続きに関し、これを準用する。

附則

第15条 学校長は年一回業務執行状況を同窓会長に通知する。

謝恩費(餞別金)細則	平成22年5月15日廃則
会費細則	平成23年5月14日改定
顧問・相談役細則	平成24年5月12日制定
役員を選出細則第3条	平成24年5月12日改定
特別奨学金支給細則	平成25年4月12日制定
入会細則第2条入会金	平成27年4月12日改定